

補正予算にある指定管理料の債務負担行為に関してお尋ねします。

まず、指定管理者制度の運用で、一体管理の問題です。

- (1) 指定管理者制度運用マニュアルでは、「指定管理者の選定は、個々の施設ごとに行うことを基本とする」となっています。その理由は何でしょうか。
- (2) 現在の指定管理施設で、複数施設を一体管理しているものの数と、その理由を施設ごとにご説明ください。

- (3) 今回の予算にある花畑広場は、次の指定管理者選定で、熊本城ホール・地下駐車場との一体管理へ移行すると説明されています。その理由は何でしょうか。

- (4) 花畑広場と一体管理予定の熊本城ホールの指定管理料は、ゼロ円です。しかしこの間、新型コロナウイルスの影響による減収分を2020年度・約3億4,400万円、2021年度・約1億4,800万円の指定管理料として支払いました。一方、黒字の場合は、5年間で1億円を市に還元すると協定で決められています。熊本城ホールは、メインホールの想定稼働率が60%ですが、一般的な文化ホールは70〜80%程度が稼働率目標です。今後、想定稼働率あるいは一般的なホールの稼働率になればかなりの黒字も想定されます。5年で上限1億円という市への還元は、黒字額に合わせて見直すべきではないでしょうか。

市長ならびに財政局長に伺います。

(答弁)

財政局長は、「一括管理がより利用者の利便性が図られる」と言われましたが、花畑広場と熊本城ホール等の一括管理が市民の利便性向上に繋がるという調査・検討がどのように行われたのか、利用者・市民の声は聞かれたのか、ご説明ください。

(答弁)

・・・・・・・・・・・・・・・・

一括管理にすれば、事業規模が大きくなり、指定管理に手をあげる事業者が限られます。担当局長としてどのようにお考えですか。

(答弁)

・・・・・・・・

なぜ、熊本城ホールと花畑広場を一体管理が必要なのか、理解できません。一体管理で事業規模が大きくなれば、関われる事業者が限られます。公共事業同様、地元業者を中心に、幅広く事業者が参入できることが必要です。黒字の場合の還元でも、2年間で約5億円の減収補てんをしたことを考慮し、市民が納得できる協定内容にすべきです。

続いて、公募による指定管理者選定でお尋ねします。

(1) 指定管理者制度で、原則公募としている理由をご説明ください。

(2) 公募による指定管理数と、うち指定管理を更新しても同じ事業者が指定管理先となっているところがいくつありますか。箇所数・全体に占める割合をお示しく下さい。

(3) 民間企業が指定管理先、もしくは指定管理の構成企業となっているところで、上位3社の企業名・管理施設数、指定管理料をお示しく下さい。

以上、財政局長に伺います。

(答弁)

財政局長は、原則公募とされていることは、広く提案を求めらることで競争性を担保し、より適切な候補者を選定することを目的にしていると答弁されました。しかし、今年4月に公募で指定管理者を選定した40件は、件数ベースで94.4%が同じ事業者が指定管理者となっており、公募の指定管理はほとんど同じ事業者で固定しています。しかも、多数の施設を指定管理している上位4社、

1位の(株)パブリックビジネスジャパンはじめ、(株)九州総合サービス、一般社団法人熊本市文化スポーツ財団、石坂グループの4事業者は、公募施設40件のうち30件、75%に指定管理者としてかわり、更新で継続を繰り返しています。広く提案を求める、競争性を担保すると言いつつ、特定の事業者が長期独占的に指定管理を行うような現在の指定管理のあり方について、財政局長は、どのようにお考えでしょうか。

(答弁)

.....

上位4事業者は、件数ベースで数えると公募施設40件のうち21件、半数以上の指定管理者となっています。特定の事業者による長期独占的な指定管理は問題です。公共事業では、分離発注、地元企業への受注に配慮されてきましたが、指定管理でも、そういう考え方が必要ではないかと思えます。

次に、指定管理料の執行についてです。

- (1)各施設の指定管理料における人件費は、「ランク別人件費単価表」によって役職ごと・施設規模別に人件費単価が決められて指定管理料に積算されています。積算された単価や人員配置はきちんと執行されているのでしょうか。その確認はどのようになされていますか。
- (5)適正に執行されていない場合は、是正されるべきではないでしょうか。
- (3)指定管理者制度の運用マニュアルでは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納その他の事務執行は、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査対象となると定められています。各種監査を適切に実施すべきではないでしょうか。

(答弁)

人件費の執行について、局長は単価・人員配置等はモニタリングによって確認していると答弁されました。しかし、指定管理者による管理運営の評価結果

では、「モニタリングを行った」ということは記載されていますが、モニタリ⁴ング結果の内容は報告されていません。これでは、適切に執行されているのか、確認ができません。モニタリング結果を評価結果の一つとして、報告すべきではないでしょうか。

(答弁)

モニタリング結果を公表しないで、適切に執行されていることをどう確認するのですか。

例えば、花畑広場は中規模施設の長1名、同じく係長1名、一般職2名、嘱託職員2名の6人で年間2,955万円が予算化されています。しかし、事業報告では、年間ベースでの比較で執行された人件費は1割近く低く、さらに委員会では、実際はスタッフ10名でやっていると言明されました。要するに、予算では2名の嘱託職員が実際はもっと多いのではないかと、責任者の処遇次第では、責任ある運営が確保されているのかも疑問です。同時に、市が指定管理のランク別人件費単価を決めていることも無意味になります。適切な事業実施のためにも、モニタリング結果は公表し、長期に同事業者が継続している施設などは包括・個別の外部監査を行い、事業を検証することを求めています。

最後に、専門性の確保です。

- (1) 本市の指定管理者制度の指針では、指定管理者選定にあたっては原則公募とし、「非公募で選定する施設」は限られています。今回補正予算に提案されている国際交流会館や現代美術館の非公募の理由は何でしょうか。目的達成のため、管理運営上、どのような点を重視されていますか。
- (2) 指定管理者施設で、市職員OBを管理職・役員として雇用している施設の施設名、雇用人数をお示しく下さい。

(答弁)

国際交流会館や現代美術館は、「事業運営の特殊性が重視される施設」⁵として、高度な専門性・長期的な視野に立った人材育成・事業の継続性などが重視されているとのことです。しかし、非公募でそれぞれの財団法人が継続的に指定管理者となっている中で、専門とは言い難い市職員OBが天下りして、事務部門の要職にいることは問題ではないかと思えます。答弁されたように、ここに限らず、多数の指定管理施設に職員OBが天下っている現状がありますが、そのほとんどが出資団体です。あらためて、それぞれの事業の専門性等を考慮し、真に必要な人材として専門性の高いプロパー職員の採用と育成に力を入れるべきだと思います。

以上、指摘した点を踏まえて今後の指定管理者制度運用にあたっていただくようお願いして、質疑を終わります。